

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
居宅介護 50件	1	人員	事業所に置くべき従業者（サービス提供責任者）について、他の事業所の業務を兼務しており、基準を満たしていない。	1	0
	2	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	6	0
	3	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	5	0
	4	運営	居宅介護計画にサービスの担当する従業者の氏名、所要時間、日程を明らかにしていない。	4	0
	5	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について周知従業者に徹底を図っていない。	4	0
	6	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、利用者に給付費の額を通知していない。	3	0
	7	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	0
	8	運営	居宅介護計画を作成していない。	3	0
	9	運営	サービスの利用に係る契約をした際に、受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	3	0
	10	運営	サービス提供責任者、所在地に変更があったことについて、変更届を提出していない。	3	0
	11	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	2	0
	12	運営	サービスを提供したことについて、利用者から確認を受けていない。	1	0
	13	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	0
	14	運営	アセスメントを行っていない。	1	0
	15	運営	サービス提供責任者の職種が明確でない。	1	0
	16	運営	苦情の内容等を記録していない。	1	0
	17	運営	秘密保持等について、従業者、管理者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	1	0
	18	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	4	0
	19	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	2	0
	20	報酬	居宅介護サービス費について、誤った単位数を算定している事例がある。	1	1
重度訪問介護 38件	1	人員	事業所に置くべき従業者（サービス提供責任者）について、他の事業所の業務を兼務しており、基準を満たしていない。	1	0
	2	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	5	0
	3	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	0
	4	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	0
	5	運営	居宅介護計画を作成していない。	2	0
	6	運営	居宅介護計画にサービスの担当する従業者の氏名、所要時間、日程を明らかにしていない。	2	0
	7	運営	サービスの利用に係る契約をした際に、受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	2	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	8	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施していない。	2	0
	9	運営	サービス提供責任者に変更があったことについて、変更届を提出していない。	2	0
	10	運営	サービスを提供したことについて、利用者から確認を受けていない。	1	0
	11	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、利用者に給付費の額を通知していない。	1	0
	12	運営	虐待の防止のための研修を定期的を実施していない。	1	0
	13	運営	居宅介護計画の内容が、当該利用者へ提供するサービス内容と異なる。	1	0
	14	運営	アセスメントを行っていない。	1	0
	15	運営	居宅介護計画の作成後、必要に応じて計画の変更を行っていない。	1	0
	16	運営	サービス提供責任者の職種が明確でない。	1	0
	17	運営	秘密保持等について、従業者、管理者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	1	0
	18	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	0
	19	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	3	0
	20	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	1	0
	21	報酬	移動介護加算について、外出時における移動中の介護について計画に位置付けていない。	1	0
	22	報酬	移動介護緊急時支援加算について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
	23	報酬	重度訪問介護サービス費について、外出時における移動中の介護を行っていない場合に算定している。	1	1
同行援護 41件	1	人員	事業所に置くべき従業者（サービス提供責任者）について、他の事業所の業務を兼務しており、基準を満たしていない。	1	0
	2	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	5	0
	3	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	4	0
	4	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	4	0
	5	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施していない。	3	0
	6	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、利用者に給付費の額を通知していない。	2	0
	7	運営	居宅介護計画にサービスの担当する従業者の氏名、所要時間、日程を明らかにしていない。	2	0
	8	運営	居宅介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、交付したことを確認できない。	2	0
	9	運営	サービスの利用に係る契約をした際に、受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	2	0
	10	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	2	0
	11	運営	虐待の防止のための研修を定期的を実施していない。	1	0
	12	運営	居宅介護計画を作成していない。	1	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	13	運営	アセスメントを行っていない。	1	0
	14	運営	居宅介護計画の作成後、必要に応じて計画の変更を行っていない。	1	0
	15	運営	サービス提供責任者の職種が明確でない。	1	0
	16	運営	苦情の内容等を記録していない。	1	0
	17	運営	秘密保持等について、従業者、管理者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	1	0
	18	運営	サービス提供責任者に変更があったことについて、変更届を提出していない。	1	0
	19	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	5	0
	20	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	1	0
行動援護 1件	1	運営	秘密保持等について、従業者、管理者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	1	0
生活介護 13件	1	人員	多機能型事業所で、事業所ごとに配置される従業者間での兼務を行っている。	1	0
	2	運営	管理者、建物の平面図に変更があったことについて、変更届を提出していない。	3	0
	3	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	0
	4	運営	アセスメントに当たり、利用者に面接して行ったことを確認できない。	1	0
	5	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、災害、虐待その他のやむを得ない事情があることを確認できない。	1	0
	6	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ていない。	1	0
	7	運営	非常災害対策に対する具体的計画に従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	1	0
	8	運営	利用者負担額等の受領について、食事の提供に要する費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得たことを確認できない。	1	0
	9	報酬	リハビリテーション加算（Ⅱ）について、リハビリテーション実施計画を作成していない場合に算定している。	1	1
	10	報酬	リハビリテーション加算について、利用者又はその家族に説明し同意を得たことが確認できない事例がある。	1	0
	11	報酬	リハビリテーション加算について、当該計画の進捗状況を定期的に評価していることを確認できない事例がある。	1	0
短期入所 5件	1	運営	非常災害対策に対する具体的計画に従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	1	0
	2	報酬	食事提供体制加算について、1日に複数回食事の提供をした場合に複数回分の算定をしている。	3	3
	3	報酬	短期利用加算について、1年間に通算して30日を超えて算定している。	1	1
自立訓練（生活訓練） 6件	1	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	0
	2	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	0
	3	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	1	0
	4	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	0
	5	運営	非常災害対策に対する具体的計画に従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	1	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	6	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	1	0
就労移行支援 10件	1	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ていない。	2	0
	2	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	0
	3	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	0
	4	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	1	0
	5	運営	非常災害対策に対する具体的計画に従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	1	0
	6	報酬	企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労に関する実績を提出していない。	1	0
	7	報酬	企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労を含めた個別支援計画を作成していない。	1	0
	8	報酬	就労支援関係研修修了加算について、厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置していない場合に算定している。	1	1
	9	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	1	0
就労継続支援A型 17件	1	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ていない。	3	0
	2	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立てていない。従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	3	0
	3	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	0
	4	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	0
	5	運営	サービスの利用に係る契約をした際に、受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	1	0
	6	運営	個別支援計画を利用者に交付していない。	1	0
	7	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、災害、虐待その他のやむを得ない事情があることを確認できない。	1	0
	8	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	2	0
	9	報酬	在宅において利用する場合の支援に係る基本報酬の算定について、運営規程に、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記していない。	1	0
	10	報酬	就労移行支援体制加算（Ⅰ）について、就労を継続している期間が6月に達した者が前年度においていない場合に算定している。	1	1
就労継続支援B型 109件	1	人員	従業者の員数について、職業指導員は事業所ごとに1人以上とされているが、配置していない期間がある。	1	0
	2	運営	年度ごとに設定した工賃の目標水準及び前年度に支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。	8	0
	3	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ていない。	7	0
	4	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立てていない。従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	7	0
	5	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	6	0
	6	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	6	0
	7	運営	個別支援計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得、及び交付していない。	5	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	8	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	4	0
	9	運営	非常災害に備えるために定期的に行う避難、救出その他必要な訓練を実施していない。	4	0
	10	運営	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、工賃として支払っていない。	3	0
	11	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	0
	12	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、災害、虐待その他のやむを得ない事情があることを確認できない。	3	0
	13	運営	営業日、建物の平面図に変更があったことについて、変更届を提出していない。	3	0
	14	運営	個別支援計画の作成等について、作成した日がサービス提供開始日より遅れている。	2	0
	15	運営	個別支援計画の作成等に係る会議を開催し、当該計画の内容について意見を求めたことを確認できない。	2	0
	16	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	0
	17	運営	勤務体制について、当該事業所の従業者でない者がサービスを提供している。	1	0
	18	運営	法定代理受領により市からサービスに係る訓練等給付費の支給を受けた際に、利用者に給付費の額を通知していない。	1	0
	19	運営	サービスの利用に係る契約をした際に、受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	1	0
	20	運営	個別支援計画を作成していない。	1	0
	21	運営	個別支援計画の作成後、6月に1回以上モニタリングを行っていない。	1	0
	22	運営	工賃の支払について、生産活動に係る事業に必要な経費が明確でないので、就労支援事業別事業活動明細書等必要な書類を作成するとともに、収支に差額が生じる場合は、当該差額分を利用者に支払うこと。	1	0
	23	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	1	0
	24	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	6	0
	25	報酬	個別支援計画未作成減算について、個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	5	5
	26	報酬	企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労に関する実績を提出していない。	3	0
	27	報酬	企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労を含めた個別支援計画を作成していない。	2	0
	28	報酬	在宅において利用する場合の支援に係る基本報酬の算定について、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断していない利用者に対して基本報酬を算定している。	2	2
	29	報酬	就労継続支援B型サービス費（I）について、平均工賃月額に応じ、単位数を算出していない。	2	2
	30	報酬	送迎加算（I）について、送迎を行っていない日に算定している。	2	2
	31	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	2	0
	32	報酬	医療連携体制加算（I）について、具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載していない。主治医に対し、定期的に看護の提供状況を報告したことを確認できない。	1	0
	33	報酬	欠席時対応加算について、相談援助がない場合に算定している。	1	1

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	34	報酬	企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援に係る基本報酬の算定について、企業と契約を締結していない。	1	0
	35	報酬	企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労の提供が運営規程に位置付けられていない。	1	0
	36	報酬	在宅において利用する場合の支援に係る基本報酬の算定について、運営規程に、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記していない。	1	0
	37	報酬	在宅において利用する場合の支援に係る基本報酬の算定について、評価等を1週間につき1回行っていない。	1	0
	38	報酬	就労継続支援B型サービス費について、サービスの提供を行っていない日に算定している。	1	1
	39	報酬	初期加算について、サービスの提供を行っていない日に算定している。	1	1
	40	報酬	食事提供体制加算について、食事の提供を行っていない日に算定している。	1	1
	41	報酬	送迎加算（I）について、居宅等と事業所との間の送迎を行っていない場合に算定している。	1	1
	42	報酬	送迎加算（I）について、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用していない月に算定している。	1	1
	43	報酬	訪問支援特別加算について、利用者の同意を得ていない事例がある。	1	0
	44	報酬	目標工賃達成指導員配置加算について、サービスを行っていない日に算定している。	1	1
就労定着支援 4件	1	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	2	0
	2	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	0
	3	報酬	初期加算について、一体的に運営される生活介護等を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して算定している。	1	1
自立生活援助 1件	1	報酬	標準利用期間超過減算について、事業所における利用者のサービス利用期間の平均値が標準利用期間を超えている場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
共同生活援助 51件	1	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立てていない。従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	5	0
	2	運営	管理者、サービス管理責任者、運営規程の定員、平面図に変更があったことについて、変更届を提出していない。	4	0
	3	運営	法定代理受領により市からサービスに係る訓練等給付費の支給を受けた際に、利用者に給付費の額を通知していない。	3	0
	4	運営	個別支援計画の作成等に係る会議を開催し、当該計画の内容について意見を求めている。意見を求めたことを確認できない。	2	0
	5	運営	モニタリングに当たり、利用者に面接していない。面接したことを確認できない。	2	0
	6	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	2	0
	7	運営	入退居の際に、受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	2	0
	8	運営	サービス提供の記録について、サービスを提供していない日の記録がある等、事実と異なる内容を記録している。	1	0
	9	運営	サービス提供の記録について、支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けていない。	1	0
	10	運営	浴槽等のレジオネラ属菌検査を行っていない。	1	0
	11	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	0
	12	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	13	運営	従業員の資質の向上のための研修をしたことが確認できない。	1	0
	14	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	1	0
	15	運営	アセスメントを行っていない。	1	0
	16	運営	アセスメントに当たり、利用者に面接して行っていない。	1	0
	17	運営	個別支援計画の作成等について、作成した日がサービス提供開始日より遅れている。	1	0
	18	運営	個別支援計画の内容について、文書により利用者の同意を得たことを確認できない。	1	0
	19	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業員に周知徹底を図っていない。	1	0
	20	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	1	0
	21	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	0
	22	運営	非常災害に備えるために定期的に行う避難、救出その他必要な訓練を実施していない。	1	0
	23	報酬	共同生活援助サービス費（I）について、サービスを行っていない日に算定している。	2	2
	24	報酬	長期入院時支援特別加算について、個別支援計画に基づいていない場合に算定している。	2	0
	25	報酬	入院時支援特別加算について、個別支援計画に基づいていない場合に算定している。	2	0
	26	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	1	0
	27	報酬	看護職員配置加算について、看護職員を常勤換算方法で1以上配置していない場合に算定している。	1	1
	28	報酬	共同生活援助サービス費（I）について、個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていない。	1	0
	29	報酬	個別支援計画未作成減算について、個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	30	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	1	0
	31	報酬	事業所に置くべきサービス提供責任者の員数を満たしていない場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	32	報酬	大規模住居等減算について、共同生活住居の入居定員が8人以上である場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	33	報酬	大規模住居等減算について、一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	34	報酬	夜間支援等体制加算（I）について、夜間支援の内容を個々の利用者ごとに個別支援計画に位置付けていない場合に算定している。	1	0
	35	報酬	夜間支援等体制加算（I）について、一晩につき1回以上巡回したことを確認できない場合に算定している。	1	1
障害者支援施設 4件	1	運営	非常災害対策に対する具体的計画を従業員及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	2	0
	2	運営	やむを得ず身体拘束等を行う場合、つなぎ服着用に関する同意、必要性や方法等に関する事項を記録していない。	1	0
	3	報酬	口腔衛生管理体制加算について、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成していない。	1	0
特定相談支援 14件	1	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業員に周知徹底を図っていない。	3	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	2	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ていない。	3	0
	3	運営	モニタリングを利用者に通知するモニタリング期間ごとに行っていない。	2	0
	4	運営	サービスの提供の記録を整備していない。	1	0
	5	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	0
	6	運営	アセスメントに当たり、利用者の居宅を訪問していない。	1	0
	7	運営	モニタリングを行ったことを確認できない。	1	0
	8	運営	モニタリングに当たり、モニタリング期間ごとに利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して、結果を記録していない。	1	0
	9	報酬	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催している場合等に算定するとされているが、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
児童発達支援 140件	1	人員	事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等）について、必要な数を配置していない。	6	0
	2	人員	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を配置していない。	1	0
	3	人員	児童指導員又は保育士のうち、常勤を1人以上配置していない。	1	0
	4	人員	児童指導員、保育士に機能訓練担当職員等の数を含める場合において、児童指導員又は保育士を合計数の半数以上配置していない。	1	0
	5	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立てていない。従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	17	0
	6	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、災害、虐待その他のやむを得ない事情があることを確認できない。	9	0
	7	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	4	0
	8	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	4	0
	9	運営	通所支援計画を作成していない。作成していない期間がある。	4	0
	10	運営	サービスの利用に係る契約をした際に、通所受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	3	0
	11	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	3	0
	12	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	3	0
	13	運営	通所支援計画の作成等に係る会議を開催していない。会議を開催し、当該計画の内容について意見を求めたことを確認できない。	3	0
	14	運営	通所支援計画の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に説明し、同意を得、交付していない。同意を得、交付したことを確認できない。	3	0
	15	運営	モニタリングに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。	3	0
	16	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により障害児及び家族の同意を得ていない。	3	0
	17	運営	サービスの提供の記録を、サービスを提供した日から5年間保存していない。	2	0
	18	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	2	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指摘事項	指摘件数	過誤件数
	19	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	2	0
	20	運営	法定代理受領により市からサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた際に、通所給付決定保護者に給付費の額を通知していない。	2	0
	21	運営	アセスメントに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。	2	0
	22	運営	通所支援計画の作成後、6月に1回以上モニタリングを行っていない。モニタリングを行ったことを確認できない。	2	0
	23	運営	秘密保持等について、従業者、管理者であった者が、障害児、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	2	0
	24	運営	児童発達管理責任者、サービス提供の場所に変更があったことについて、変更届を提出していない。	2	0
	25	運営	雇用契約等により管理者の指揮命令下にある従業者であることを確認できない。	1	0
	26	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	1	0
	27	運営	管理者は従業者に規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとされているが、一元的な管理及び必要な指揮命令を行っていることが確認できない。	1	0
	28	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会及び従業者への研修を適切に実施するための担当者を置いていない。	1	0
	29	運営	勤務体制について、勤務表で当該事業所に勤務する従業者、日々の勤務時間を明確にしていない。	1	0
	30	運営	勤務体制の確保等について、月ごとの勤務表を作成していない。	1	0
	31	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	1	0
	32	運営	通所支援計画の作成等について、作成した日がサービス提供開始日より遅れている。	1	0
	33	運営	児童発達支援管理責任者ではない者が通所支援計画を作成している。	1	0
	34	運営	通所支援計画の内容について、文書により通所給付決定保護者及び障害児の同意を得た日がサービス提供日より遅れている。	1	0
	35	運営	非常災害に備えるために定期的に行う避難、救出その他必要な訓練を実施していない。	1	0
	36	報酬	通所支援計画等未作成減算について、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	6	6
	37	報酬	定員超過に該当する場合に、減算した単位数を算定していない。	6	6
	38	報酬	事業所内相談支援加算について、通所支援計画に基づいていない場合に算定している。	4	0
	39	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	4	0
	40	報酬	家庭連携加算について、障害児及び家族等に対する相談援助を行っていない。相談援助を行ったことを確認できない場合に算定している。	3	3
	41	報酬	家庭連携加算について、通所支援計画に基づいていない場合に算定している。	3	0
	42	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	3	0
	43	報酬	欠席時対応加算について、相談援助等の内容を記録していない場合に算定している。	2	2
	44	報酬	事業所に置くべき児童指導員及び保育士の員数を満たしていない場合に、減算した単位数を算定していない。	2	2
	45	報酬	関係機関連携加算（Ⅰ）について、通所支援計画に反映させるべき内容を記録していない場合に算定している。	1	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	46	報酬	関係機関連携加算（Ⅱ）について、小学校等との連絡調整及び相談援助を行っていない場合に算定している。	1	1
	47	報酬	関係機関連携加算（Ⅱ）について、相手やり取りの内容について記録していない場合に算定している。	1	0
	48	報酬	欠席時対応加算について、利用を中止した日ごとにその連絡がなかった場合に算定している。	1	1
	49	報酬	個別サポート加算（Ⅱ）について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
	50	報酬	事業所内相談支援加算（Ⅰ）について、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に算定している。	1	1
	51	報酬	事業所内相談支援加算（Ⅰ）について、相談援助の時間が30分に満たない場合に算定している。	1	1
	52	報酬	事業所内相談支援加算（Ⅰ）について、相談援助の所要時間を確認できない場合に算定している。	1	0
	53	報酬	事業所内相談支援加算（Ⅰ）について、相談援助を行っていない場合に算定している。	1	1
	54	報酬	事業所内相談支援加算（Ⅱ）について、8人を超える対象者に相談援助を行った場合に算定している。	1	0
	55	報酬	児童指導員等加配加算（Ⅰ）について、算定に必要な従業者を配置していない場合に算定している。	1	1
	56	報酬	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
放課後等デイサービス 164件	1	人員	事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等）について、必要な数を配置していない。	13	0
	2	人員	児童指導員、保育士に機能訓練担当職員等の数を含める場合において、児童指導員又は保育士を合計数の半数以上配置していない。	4	0
	3	人員	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を配置していない。	1	0
	4	人員	児童指導員又は保育士のうち、常勤を1人以上配置していない。	1	0
	5	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立てていない。従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。	22	0
	6	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、災害、虐待その他のやむを得ない事情があることを確認できない。	17	0
	7	運営	サービスの利用に係る契約をした際に、通所受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	5	0
	8	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	4	0
	9	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	4	0
	10	運営	モニタリングに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に、面接していない。面接したことを確認できない。	4	0
	11	運営	秘密保持等について、従業者、管理者であった者が、障害児、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	4	0
	12	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	0
	13	運営	法定代理受領により市からサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた際に、通所給付決定保護者に給付費の額を通知していない。	3	0
	14	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	0
	15	運営	通所支援計画の作成等に係る会議を開催していない。会議を開催し、当該計画の内容について意見を求めたことを確認できない。	3	0
	16	運営	非常災害に備えるために定期的に行う避難、救出その他必要な訓練を実施していない。	3	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	17	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会及び従業者への研修を適切に実施するための担当者を置いていない。	2	0
	18	運営	勤務体制について、勤務表で当該事業所に勤務する従業者、日々の勤務時間を明確にしていない。	2	0
	19	運営	勤務体制の確保等について、月ごとの勤務表を作成していない。	2	0
	20	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	2	0
	21	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	2	0
	22	運営	通所支援計画を作成していない。作成していない期間がある。	2	0
	23	運営	通所支援計画の作成後、6月に1回以上モニタリングを行っていない。モニタリングを行ったことを確認できない。	2	0
	24	運営	児童発達管理責任者、サービス提供の場所に変更があったことについて、変更届を提出していない。	2	0
	25	運営	雇用契約等により管理者の指揮命令下にある従業者であることを確認できない。	1	0
	26	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	1	0
	27	運営	管理者は従業者に規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとされているが、一元的な管理及び必要な指揮命令を行っていることが確認できない。	1	0
	28	運営	サービスの提供の記録を、サービスを提供した日から5年間保存していない。	1	0
	29	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	0
	30	運営	アセスメントに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。	1	0
	31	運営	通所支援計画の作成等について、作成した日がサービス提供開始日より遅れている。	1	0
	32	運営	通所支援計画の作成等について、達成時期を記載していない。	1	0
	33	運営	児童発達支援管理責任者ではない者が通所支援計画を作成している。	1	0
	34	運営	通所支援計画の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に説明し、文書により同意を得、及び交付した日がサービス提供日より遅れている。	1	0
	35	運営	通所支援計画の作成等について、当該計画を通所給付決定保護者及び障害児に交付していない。	1	0
	36	運営	通所支援計画の作成後、6月に1回以上モニタリングを行い、その結果を記録したことを確認できない	1	0
	37	運営	定期的にモニタリングの結果を記録していない。	1	0
	38	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	0
	39	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	5	0
	40	報酬	通所支援計画等未作成減算について、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	5	5
	41	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	5	0
	42	報酬	欠席時対応加算（I）について、相談援助等の内容を記録していない場合に算定している。	4	4
	43	報酬	事業所に置くべき児童指導員及び保育士の員数を満たしていない場合に、減算した単位数を算定していない。	3	3

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	44	報酬	定員超過に該当する場合に、減算した単位数を算定していない。	3	3
	45	報酬	事業所内相談支援加算（Ⅰ）について、通所支援計画に基づいていない場合に算定している。	2	0
	46	報酬	児童指導員等加配加算について、算定に必要なとなる従業者を配置していない場合に算定している。	2	2
	47	報酬	延長支援加算について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
	48	報酬	家庭連携加算について、障害児及び家族等に対する相談援助を行ったことを確認できない場合に算定している。	1	1
	49	報酬	関係機関連携加算（Ⅱ）について、就学の機会を捉えていない場合に算定している。	1	0
	50	報酬	欠席時対応加算（Ⅰ）について、利用を中止した日ごとに中止の連絡がなかった場合に算定している。	1	1
	51	報酬	個別サポート加算（Ⅱ）について、障害児への支援の状況等を共有したことを確認できない場合に算定している。	1	0
	52	報酬	児童指導員等加配加算（Ⅰ）について、算定に必要とする員数に加え、理学療法士等を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出していない場合に算定している。	1	0
	53	報酬	専門的支援加算について、算定に必要とする員数及び児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者に加え、理学療法士等を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出していない場合に算定している。	1	0
	54	報酬	送迎加算について、事業所が送迎を行ってない場合に算定している。	1	1
	55	報酬	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
	56	報酬	放課後等デイサービス給付費について、サービスを行っていない場合に算定している。	1	1
	57	報酬	放課後等デイサービス給付費について、休業日にサービスを行った場合に、授業終了後にサービスを行ったとして算定している。	1	1
保育所等訪問支援 36件	1	人員	事業所に置くべき訪問支援員を配置していない。	1	0
	2	運営	サービスの提供の記録を、サービスを提供した日から5年間保存していない。	2	0
	3	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	0
	4	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	2	0
	5	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	0
	6	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	2	0
	7	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により障害児及び家族の同意を得ていない。	2	0
	8	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	1	0
	9	運営	管理者が、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務している。	1	0
	10	運営	管理者は従業者に規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとされているが、一元的な管理及び必要な指揮命令を行っていることが確認できない。	1	0
	11	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	0
	12	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会及び従業者への研修を適切に実施するための担当者を置いていない。	1	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指 摘 事 項	指摘件数	過誤件数
	13	運営	勤務体制の確保等について、月ごとの勤務表を作成していない。	1	0
	14	運営	サービスの利用に係る契約をした際に、通所受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。	1	0
	15	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	1	0
	16	運営	法定代理受領により市からサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた際に、通所給付決定保護者に給付費の額を通知していない。	1	0
	17	運営	通所支援計画の作成等について、サービスの具体的内容を記載していない。	1	0
	18	運営	通所支援計画を作成していない。	1	0
	19	運営	通所支援計画の作成等に係る会議を開催していない。	1	0
	20	運営	通所支援計画の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に説明し、文書により同意を得たことを確認できない。	1	0
	21	運営	通所支援計画の作成後、モニタリングを行っていない。	1	0
	22	運営	秘密保持等について、従業者、管理者であった者が、障害児、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	1	0
	23	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していないので、事実が生じた月の翌月から減算すること。	2	0
	24	報酬	通所支援計画等未作成減算について、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	2	2
	25	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件を満たしていない。	1	0
	26	報酬	家庭連携加算について、障害児及び家族等に対する相談援助を行ったことを確認できない場合に算定している。	1	1
	27	報酬	家庭連携加算について、通所支援計画に基づいていない場合に算定している。	1	0
	28	報酬	保育所等訪問支援給付費について、複数の障害児にサービスを提供した場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
障害児相談支援 22件	1	運営	モニタリングを障害児等に通知するモニタリング期間ごとに行っていない。	4	0
	2	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	0
	3	運営	アセスメントに当たり、障害児の居宅を訪問していない。	2	0
	4	運営	モニタリングに当たり、障害児の居宅を訪問していない。	2	0
	5	運営	サービスの提供の記録を整備していない。	1	0
	6	運営	虐待の防止のための研修を定期的に実施していない。	1	0
	7	運営	サービス担当者会議を開催していない。	1	0
	8	運営	障害児支援利用計画の変更を行わず、利用を開始している。	1	0
	9	運営	障害児支援利用計画の内容について、文書により利用者の同意を得たことを確認できない。	1	0
	10	運営	モニタリングを行ったことを確認できない。	1	0
	11	運営	モニタリングに当たり、モニタリング期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接して、結果を記録していない。	1	0
	12	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により障害児及び家族の同意を得ていない。	1	0

令和5年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項目	番号	基準区分	指摘事項	指摘件数	過誤件数
	13	報酬	機能強化型障害児支援利用援助費（I）及び機能強化型継続障害児支援利用援助費（I）について、障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催している場合等に算定するとされているが、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
	14	報酬	サービス提供時モニタリング加算について、提供場所を訪問したことを確認できず、確認結果の記録を作成していない場合に算定している。	1	1
	15	報酬	障害児支援利用援助費について、障害児支援利用援助を行ったことが確認できない場合に算定している。	1	1
	16	報酬	地域生活支援拠点等相談強化加算について、短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整を行った場合に算定するものとされているが、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1

合計 726 98